

総行住第 192 号
平成 30 年 11 月 15 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

登記官が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 40 条に
規定する事務を遂行するための住民票の写し等の交付請求について

法務省から、別添「登記官が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第 40 条に規定する事務を遂行するための住民票の写し等の交付請求について（周知依頼）」（平成 30 年 11 月 14 日付け法務省民二第 610 号）のとおり、周知依頼がありましたので、送付します。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）第 40 条に規定する事務の遂行のために、登記官が住民票の写し等の交付請求を行うことは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 に該当するものと考えられます。

また、登記官が当該請求により交付を受けた住民票の写し等の情報は、法定相続人情報として公開されることとされていますが、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「DV等支援措置」という。）の対象者（以下「支援対象者」という。）については、法定相続人情報に住所を記載しない措置を講ずるため、当該請求の対象者が、支援対象者であるか否かについて、情報の提供を求められています。

この点、支援対象者であるとの情報提供がなければ、当該者の住所が必ず公開されることから、DV等支援措置の趣旨に鑑み、支援対象者本人もあらかじめ同意しているものとみなし、当該情報を登記官に提供することとして差し支えないものと考えます。

貴都道府県においては、その旨を承知の上、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

法務省民二第610号
平成30年11月14日

総務省自治行政局住民制度課長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

登記官が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条に規定する事務を遂行するための住民票の写し等の交付請求について
(周知依頼)

日頃より、不動産登記事務の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「特措法」という。)の一部の施行に伴い、特措法第40条において、登記官が、起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地のうち、所有権の登記名義人の死亡後、長期間にわたり相続登記等がされていない土地について、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を探索した上で、職権で、長期間にわたり相続登記等がされていない土地である旨をその所有権の登記に付記することなどができる制度が新たに開始されることとなります。

特措法に基づく本制度は、所有者不明土地問題に関する政府全体の取組の一つとして、法務省において早急かつ円滑に対応することが求められているものです。

つきましては、本制度について御承知いただき、登記官が特措法第40条に規定する事務を遂行するために住民票の写し等の公用請求をした場合には、円滑な住民票の写し等の交付について御協力いただくよう、各市区町村住民基本台帳担当部局への周知をお願い申し上げます。

また、本制度においては、上記探索の結果として、所有権の登記名義人の法定相続人の住所等を記載する法定相続人情報（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令（平成30年法務省令第28号）第1条）を作成した上で、一定の利害関係を有する者に対して、法定相続人情報を公開することを予定していますところ、DV等支援措置の申出をしている者については、法定相続人情報に住所を記載しない措置を講ずることとしております。

つきましては、特措法第40条に規定する事務を遂行するために行う住民票の写し等の公用請求に関し、登記官からDV等支援措置の対象者であるか否かの照会があった場合には、回答していただきますよう、併せて各市区町村住民基本台帳担当部局への周知をお願い申し上げます。

なお、上記の住民票の写し等の公用請求は、特措法第40条に規定する事務を遂行するために法務局・地方法務局の登記官が行うものであり、当課の職員が請求することはありませんので申し添えます。